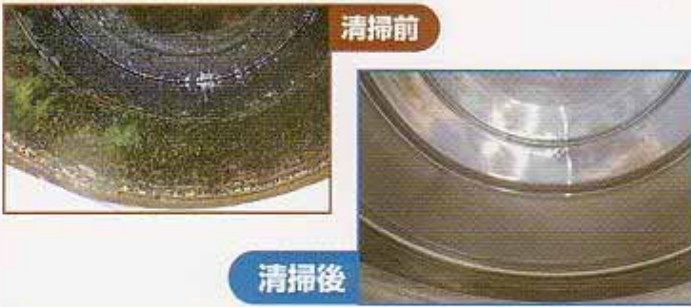


貯水槽の中は意外と汚れています… 水道水をより安心してご利用いただくために 年1回以上の清掃・水質検査を行いましょ

※ 貯水槽(水タンク)の管理責任は設置者にあります。

ビルやアパート等の高い建物では、水道管から供給された水をいったん貯水槽(受水槽、高置水槽)に貯めてから各テナントや家庭に供給しています。また、沖縄では過去年中行事のように断水時期があったことなどから、自衛策として一般家庭でもその多くが貯水槽を設置しています。つまり、普段利用している水は貯水槽を経由して届いている場合が多いということになりますが、皆さんはその貯水槽の内部をご覧になったことがありますか？

次に貯水槽の内部の清掃前と清掃後を比較した写真を紹介します。

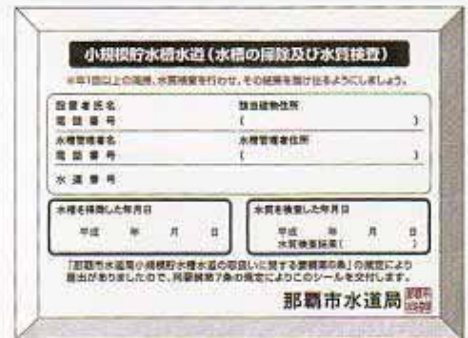
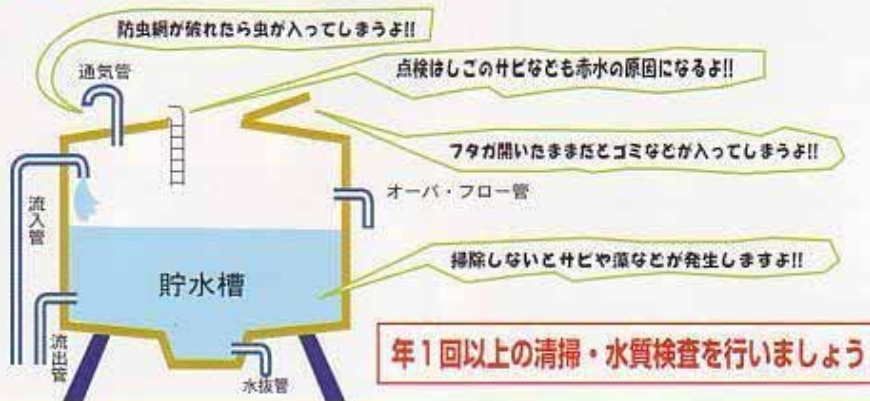


写真の貯水槽はステンレスタンクで、今回は6年前に清掃したものです。

長い間使用していると色々なゴミが溜まったり、藻類が発生する可能性が大きくなっていき、水の安全性が保てないばかりか、味や匂いにも影響し、ひいては水道水の汚染の原因にもなる場合があります。

貯水槽に入る前までは安全で衛生的な水であっても、貯水槽の管理に不備があり内部が汚れていれば、そこを通過してきた水が安全で衛生的な保障はありません。いつでも安全で衛生的な水を利用するために年1回以上の貯水槽の清掃・水質検査を行いましょ。

水槽の主な汚染原因



管理状況シール

貯水槽の清掃を行う場合は配水課までご連絡いただくと県の登録を受けた清掃業者を紹介いたします。また、清掃・水質検査終了後は配水課までお届けいただくと管理状況シールを発行いたします。

お問い合わせ先：配水課 **832-4174**

貯水槽水道ってな～に？

貯水槽とは、簡単に言うと水タンクのことで受水槽や高置水槽などの種類があります。

貯水槽水道とは、貯水槽が設置されている建物の貯水槽から蛇口までの水道施設全体のことで、

貯水槽水道(右図)は、有効容量が 10m^3 を超える簡易専用水道と 10m^3 以下の小規模貯水槽水道とに分かれています。簡易専用水道については、従来より水道法によって年1回の検査機関による検査が義務付けられています。また、小規模貯水槽水道についても、水道法改正により、管理の充実を図るため水道事業者と設置者の責任を各水道事業者の条例や要綱等で明確に定めることが必要になりました。そこで、那覇市では平成14年度に条例や要綱を改正し、平成15年度から設置者に対して管理に関する指導、勧告、情報提供を行っております。

